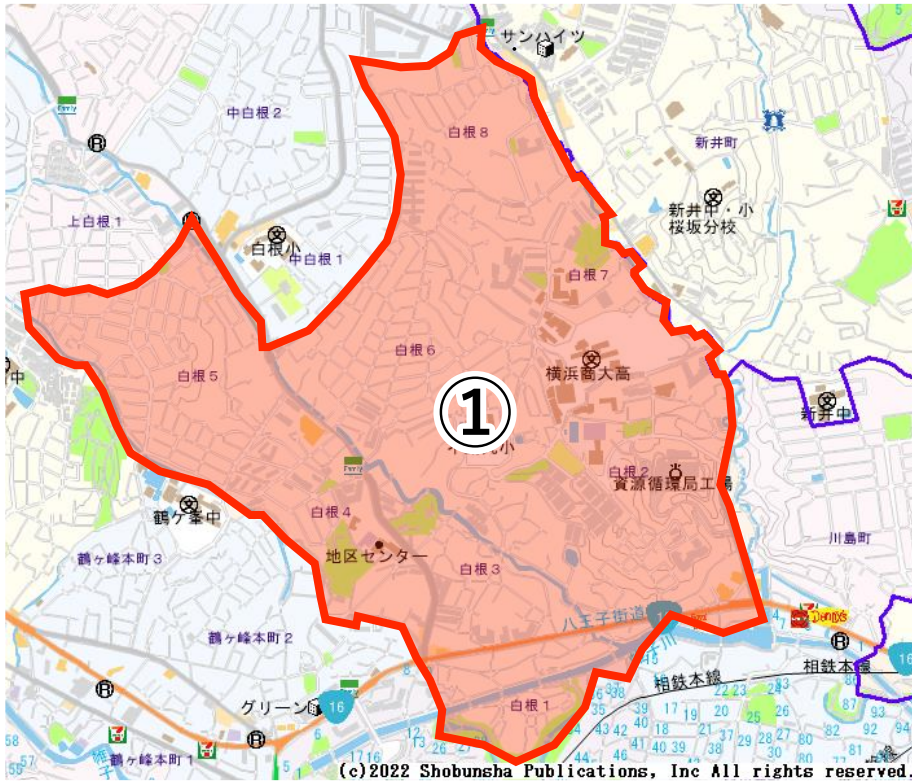


令和4年自転車指導啓発重点地区・路線

【旭警察署】



① 白根地区

【選定理由】

・住宅が密集する地域で、駅から距離があるため通勤・通学等での自転車利用者が多い

・自転車関連事故が多発傾向
(令和3年中8件)

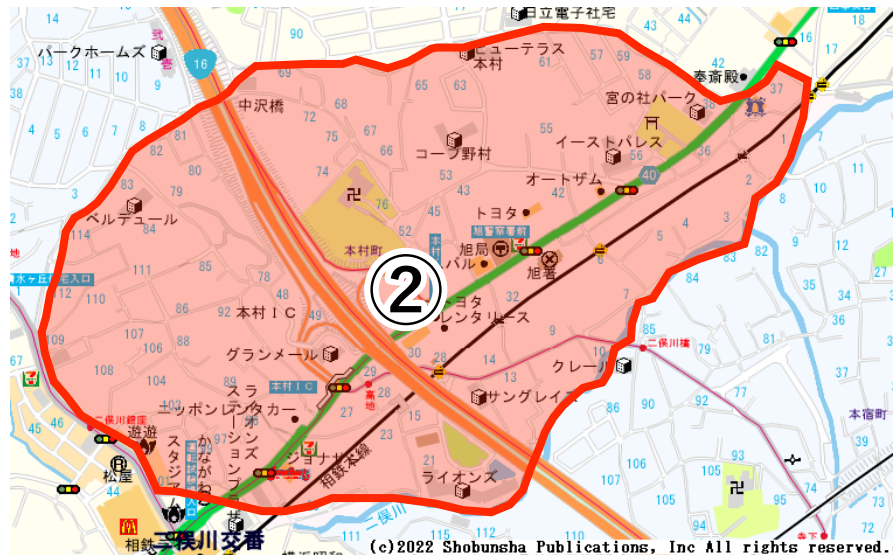
(c)2022 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

② 本村町地区

【選定理由】

・踏切が多く、踏切不停止等の自転車利用者の違反が多くみられる



(c)2022 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

①②の地区で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- 踏切不停止等
- 右側通行
- 一時不停止
- イヤホン等使用しながらの運転



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

- 1 自転車は、車の仲間！
自転車は車道が原則、歩道は例外です。
歩・車道の区別があるところは**車道通行**を原則とし、道路の**左側端**を通行しなければなりません。
- 2 「止まれ」や踏切前では**確実な一時停止**を！
一時停止場所や踏切を渡る前には、必ず一時停止をしましょう。
- 3 歩道は**歩行者優先**！
歩道は**歩く人が優先**で、歩道の車道側をゆっくり通りましょう。